

社会福祉法人桔梗寮

役員等報酬及び費用弁償規程

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桔梗寮（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員の報酬並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、予算の範囲内において理事長が定めるものとする。

2 役員報酬については、勤務形態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(日当)

第3条 法人の役員等に対して日当を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の日当の額は、次のとおりとする。ただし、同一日に評議員会、苦情解決第三者委員会が開かれ評議員が苦情解決第三者委員を兼ねる場合、評議員に対する報酬は支給しない。

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 理事 | 理事会出席1回につき 5,000 円 |
| (2) 監事 | 監査・理事会・評議員会出席1回につき 5,000 円 |
| (3) 評議員 | 評議員会出席1回につき 5,000 円 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 評議員選任・解任委員会出席1回につき 5,000 円 |
| (5) 苦情解決第三者委員 | 苦情解決第三者委員会出席1回につき 5,000 円 |

(旅費)

第4条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて、交通費の実費額とする。

附則

この規程は、改正社会福祉法（平成29年4月1日）に係る定款承認後施行する。

平成29年 3月15日一部改正